

# 群馬パース大学福祉専門学校 学則

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 本校は、教育基本法（昭和 22 年法律第 22 号）、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）並びに社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に則り、社会福祉分野に関する高い教養と専門的な知識・技術を習得させ、これにより高い見識と広い視野をもった総合的対応能力を有する社会福祉事業関係従事者を育成することを目的とする。

### (名 称)

第2条 本校は、群馬パース大学福祉専門学校という。

### (位 置)

第3条 本校は、群馬県渋川市渋川 1338 番地 4 に置く。

## 第2章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日

### (課程、学科、修業年限及び定員)

第4条 本校において設置する課程並びに学科、修業年限及び定員は、次のとおりとする。

課程名	学 科 名	修業年限	入学定員	総定員	学級数	備考
社会福祉 専門課程	介護福祉学科	2 年	50 名	100 名	2	昼
	保育学科	2 年	50 名	100 名	2	昼

- 2 在学期間は、4 年を超えることはできない。ただし、休学期間は、在学期間に含まない。なお、転入学、編入学及び再入学した学生は、その者の在学すべき年数の 2 倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

### (学 年)

第5条 学年は、4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

### (学 期)

第6条 学年を分けて次の 2 期とする。  
前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで  
後期 10 月 1 日から 3 月 31 日まで

### (休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。ただし、実習期間は、原則として除くものとする。

- (1) 土曜日及び日曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 学年初休業日 当該年間学事予定による
- (4) 夏季休業日 当該年間学事予定による
- (5) 冬季休業日 当該年間学事予定による
- (6) 学年末休業日 当該年間学事予定による

- 2 前項の規定にかかわらず、校長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

### 第3章 教育課程及び授業時数並びに教員組織

#### （教育課程及び授業時数）

第8条 教育課程及び授業時数は、別表のとおりとする。

#### （始業及び終業の時刻）

第9条 本校の始業及び終業の時刻は校長が別に定める。

#### （授業時数の単位数への換算）

第10条 各学科目に対する単位数は、次の基準によって計算する。

- (1) 講義は、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
  - (2) 演習は、30 時間の授業をもって 1 単位とする。
  - (3) 実験・実習及び実技は、45 時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2 授業時数は、45 分をもって 1 時間と数えるものとする。（ただし、授業は 1 回につき 90 分で実施するので、授業 1 回は、授業時数 2 時間に相当。）

#### （他の専修学校における授業科目の履修等）

第11条 教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が行う他の専修学校の専門課程における授業科目の履修を、当該専門課程の修了に必要な総授業時間数の 2 分の 1 を超えない範囲で、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

#### （専修学校以外の教育施設等における学修）

第12条 教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が行う大学又は短期大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

- 2 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時間数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総時間数の 2 分の 1 を超えないものとする。

#### （入学前の授業科目の履修等）

第13条 教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が当該専門課程に入学する前に行った専修学校の専門課程における授業科目の履修（科目等履修により行った授業科目の履修を含む。）を当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

- 2 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、第 11 条並びに前条第 2 項により当該専門課程における授業科目の履修

とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。

#### **(職員及び職務)**

第14条 本校に校長、教員、事務職員及びその他の職員を置く。ただし、必要に応じ副校長を置くことができる。

- (1) 校長は、校務を掌り、所属職員を統括する。
- (2) 副校長は、校長を補佐し、校長に事故あるとき又は校長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 教員は、専任として10名以上を配置し、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (4) 事務職員は、2人以上を配置する。
- (5) 学校医は、1名を配置し、本校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

#### **(教務委員会)**

第15条 本校に教務委員会を置く。

- 2 前項の委員会については別に定める。

## **第4章 入学、休学、復学、転入学、編入学、再入学及び退学**

#### **(入学時期)**

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、転入学及び再入学については、学期の初めとすることができる。

#### **(入学資格)**

第17条 本校に入学できる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した者と同以上の学力があると認められる者

#### **(入学志願手続)**

第18条 本校に入学を志願する者は、入学願書に第34条に定める入学検定料及び募集要項に定める書類を添えて指定期日までに提出しなければならない。

- 2 提出の時期、方法については、学生募集要項により定める。

#### **(入学者の選考)**

第19条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

#### **(入学手続及び入学許可)**

第20条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、入学誓約書他、所定の書類を提出するとともに、第35条に定める入学金及び授業料等を納付しなければならない。

- 2 前項の手続きを怠った者に対し、入学の許可を取り消すことができる。

### (保証人)

- 第21条 入学にあたり保証人は2名を必要とし、1名は原則として保護者の何れかとする。他の1名は、独立の生計を営む者で授業料等の債務を確実に履行できる者でなければならない。
- 2 保証人に異動があった時は、直ちに校長に届出なければならない。

### (休学)

- 第22条 疾病その他やむを得ない事由により、3ヶ月以上修学することが困難な者は、その理由を記して保証人連署の休学願を提出し、校長の許可を得て休学することができる。
- 2 疾病による理由の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。
- 3 疾病その他の事由により、修学が困難と認められる者については、校長は休学を命ずることができる。

### (休学期間)

- 第23条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別な理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。
- 2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。
- 3 休学の期間は、在学期間に算入しない。

### (復学)

- 第24条 休学期間満了のとき、又は休学期間であってもその事由が消滅したときには、校長の許可を得て復学することができる。
- 2 前項の復学のうち、疾病の全治による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

### (転入学)

- 第25条 校長は、本校への転入学を希望する者がある場合は、学習進展が同程度であり、かつ、やむを得ない事情があると認めた場合には、欠員のある場合に限り、選考のうえ入学を許可することがある。

### (編入学)

- 第26条 校長は、本校への編入学を希望する者がある場合は、選考のうえ入学を許可することがある。

### (再入学)

- 第27条 校長は、第28条の規定により退学した者が再入学を志願するときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ入学を許可することがある。

### (退学)

- 第28条 退学を希望する者は、その事由を詳記し、保証人連署のうえ、校長に願い出てその許可を得なければならない。

### (除籍)

- 第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、教務委員会の議を経て校長が除籍する。
- (1) 第4条に規定する在学年数を超えた者
  - (2) 死亡又は行方不明の者
  - (3) 授業料等その他の費用を納期までに納入せず、かつ、催促しても納付しない者

## 第5章 成績評価、進級及び卒業

### (成績評価)

- 第30条 授業科目の出席時間数が履修時間数の3分の2並びに介護実習または保育実習の5分の4に満たない者については、授業科目の履修を認定しない。
- 2 授業科目の試験の成績、平素の学習状況、出席状況を総合評価して合格した者に所定の単位を与える。
  - 3 1項及び2項により履修及び単位を認定しなかった場合は、別に定める。

### (進級)

- 第31条 校長は、本校所定の教育課程に従い、第1学年において履修すべき科目の単位を修得した者に、教務委員会の議を経て第2学年に進級を認める。

### (卒業)

- 第32条 校長は、所定の課程を修了した者に対し、教務委員会の議を経て卒業を認定する。

### (称号の授与)

- 第33条 前条により、社会福祉専門課程介護福祉学科並びに保育学科を修了した者には、専門士(社会福祉専門課程)の称号を授与する。

## 第6章 検定料、入学金、授業料及びその他費用

### (入学検定料)

- 第34条 本校の入学試験を受けようとする者は、「学校法人群馬パース学園授業料等徴収に関する規程」に定める入学検定料を納入しなければならない。ただし、離職者訓練等の受講者についてはこのかぎりではない。

### (授業料等)

- 第35条 本校に入学を許可された者は、「学校法人群馬パース学園授業料等徴収に関する規程」に定める費用(以下「授業料等」という。)を納入しなければならない。ただし、離職者訓練等の受講者については学納金を徴収せず、公共職業能力開発施設の委託費をあてるものとする。
- 2 前項に規定する授業料等は、毎年4月中に納付しなければならない。ただし、授業料は前期・後期の2期に分納することができる。
  - 3 分納した後期授業料は10月中に納付しなければならない。

### (休学の場合の授業料等)

- 第36条 休学を許可され又命ぜられた者については、授業料等の8割を免除する。ただし、後期途中から休学した者については授業料等の免除は行わない。

### (復学の場合の授業料等)

- 第37条 年度の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料等を復学した月に納付しなければならない。

#### **(退学の場合の授業料)**

第38条 前期又は後期中途中で退学し又は除籍された者の該当期分の授業料は徴収する。

#### **(既納の検定料、入学金及び授業料等)**

第39条 納付した検定料、入学金及び授業料等は返付しない。ただし、授業料については校長が返付を認めた場合はこの限りではない。

#### **(その他費用)**

第40条 第35条に規定する授業料等のほか、教育に必要な費用を徴収することができる。

## **第7章 健康管理**

#### **(健康管理)**

第41条 職員及び学生の健康診断については、毎学年1回以上定期的に、別に定めるところにより実施する。

## **第8章 賞 罰**

#### **(表 彰)**

第42条 学生が学業、操行、文化、スポーツ、奉仕活動等において優れた成績をあげ、他の模範となる場合は、教務委員会の議を経て、校長がこれを表彰することができる。

#### **(懲 戒)**

第43条 この学則その他本校の規律に違反し、また、本校の学生の本分に反する行為をした者は、教務委員会の議を経て、懲戒を行うことができる。

2 前項の懲戒の種類は、訓戒、停学又は退学の処分とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 学業を怠り改善の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席が常でない者

(4) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

(5) 本校の名誉を著しく傷つけた者

## **第9章 公開講座**

#### **(公開講座)**

第44条 本校において必要があると認めるときは、正常な授業等学校運営に支障がない場合に限り、公開講座を開設することができる。

## 第10章 附帯事業

### (附帯事業)

第44条

本校は附帯事業として次の教育を行う。

科 目	修業時間	授業時間	1回の定員
喀痰吸引等研修	5週間 (66時間)	週2日 (8:45～17:45)	50名
実務者研修	6ヶ月	通信式 一部面接授業 (8:45～17:45)	40名

- 2 附帯する教育事業に関し、必要な事項は別に定める。

## 第11章 学校評価

### (学校評価)

第45条

本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 本校は、自己評価結果を踏まえ、本校の関係者等による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。
- 3 前2項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は、別に定める。

## 第12章 改正及び細則

### (改正)

第46条

本学則の改正は、教務委員会の議を経て、理事会が行う。

### (細則)

第47条

本学則施行についての細則その他必要な事項は、別に定める。

- 附則 この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この学則は、平成 5 年 4 月 1 日に全部改正し、同日から施行する。ただし、第 32 条第 1 項に規定する授業料の額は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この学則は、平成 5 年 12 月 28 日に一部改正し、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この学則は、平成 7 年 4 月 1 日に一部改正し、同日から施行する。
- 附則 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日に一部改正し、同日から施行する。
- 附則 この学則は、平成 9 年 4 月 1 日に一部改正し、同日から施行する。ただし、第 32 条第 1 項に規定する授業料の額は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日に一部改正し、同日から施行する。
- 附則 この学則は、平成 12 年 3 月 1 日に一部改正し、同日から施行する。ただし、第 8 条に規定する教育課程及び授業時数は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日に一部改正し、同日から施行する。
- 附則 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日に一部改正し、同日から施行する。
- 附則 この学則は、平成 17 年 11 月 25 日に一部改正、施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。
- 附則 この学則は、平成 18 年 3 月 7 日に一部改正、施行し、平成 18 年 2 月 20 日から適用する。
- 附則
- 1 この学則は平成 19 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、この学則の施行日の前日に本校に在学し、引き続き同日以後在学する者にあつては、第 2 条の規定による名称を除き、従前の学則に定めるところによる。
  - 2 平成 19 年度における課程、学科、定員に係る年次移行の措置は、改正後の学則第 4 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	1 年	2 年	3 年	備考
社会福祉専門課程	介護福祉学科Ⅰ部	2 年	40 名	40 名	40 名	—	—
	介護福祉学科Ⅱ部	3 年	—	—	—	40 名	平成 17 年度募集停止 在校生卒業後廃止予定



附則 この学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則は平成 21 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、この学則の施行日の前日に本校に在学し、引き続き同日以後在学する者にあつては、従前の学則に定めるところによる。

附則 この学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則は、平成 25 年 10 月 1 日に一部改正し、同日から施行する。ただし、第 2 条に規定する名称、第 8 条に規定する教育課程及び授業時数、第 35 条第 1 項に規定する授業料等は平成 26 年 4 月 1 日から施行するが、平成 26 年 3 月 31 日に本校に在学し、引き続き同日以後在学する者にあつては、第 2 条の規定による名称を除き、従前の学則に定めるところによる。

附則 この学則は、平成 27 年 2 月 17 日に一部改正し、同日から施行する。

附則 この学則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則は、平成 27 年 7 月 1 日に一部改正し、同日から施行する。

附則 この学則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日に一部改正し、同日から施行する。ただし、第 35 条第 1 項に規定する授業料等は平成 29 年 3 月 31 日に本校に在学し、引き続き同日以後在学する者にあつては、従前の学則に定めるところによる。
- 2 第 4 条に規定する定員等は平成 29 年 3 月 31 日に本校に在学し、引き続き同日以後在学する者にあつては、従前の学則に定めるところによる。
- 3 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日に一部追加改正し、同日から施行する。